

○後志広域連合国民健康保険特別療養費の支給に係る 取扱要綱

〔 令和6年12月2日
要綱第5号 〕

後志広域連合国民健康保険資格証明書及び短期被保険者証の交付に係る取扱要綱（平成21年後志広域連合要綱第2号）の題名及び全部を改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第54条の3第1項の規定による国民健康保険保険税（以下「保険税」という。）を滞納している世帯主等に対する特別療養費の支給、法第63条の2の規定による保険給付の一時差止め及び差止め額からの保険税控除に関し、国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「政令」という。）及び国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。）に基づく取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱における用語の意義は、法、政令、省令の例による。ただし、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保険税滞納世帯主等 保険税を滞納している世帯主等をいう。
 - (2) 保険税納付の勧奨等 保険税の納付の勧奨及び当該保険税の納付に係る相談の機会の確保その他厚生労働省令で定める保険料の納付に資する取組をいう。
 - (3) 保険給付 療養の給付、入院時食事療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、一部負担金の減額に係る差額支給、他法との給付調整に係る差額支給、出産育児一時金及び葬祭費等現金で支給されるものをいう。
 - (4) 原爆一般疾病医療費の支給等 法第54条の3第1項に規定する原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）による一般疾病医療費の支給、その他省令で定める医療に関する給付及び福祉医療に関する給付等をいう。
 - (5) 前号の福祉医療に関する給付等は、次に掲げるものをいう。
 - ア 北海道が実施する重度心身障害者医療給付事業、ひとり親家庭等医療給付事業及び乳幼児医療給付事業による給付
 - イ 北海道が厚生労働省令で定める医療に関する給付に準じ実施する特定疾患治療研究事業等の医療給付事業による給付
- 2 法第54条の3第1項の特別の事情は、政令第28条の6に定める次のいずれかに該当する事情をいう。
- (1) 世帯主がその財産につき災害を受け、又は盗難にあった場合
 - (2) 世帯主又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷した場合

- (3) 世帯主がその事業を廃止し、又は休止した場合
- (4) 世帯主がその事業につき著しい損失を受けた場合
- (5) 前各号に類する事由があった場合

3 法第54条の3第1項に規定する特別の事情があると認められる場合とは、前項各号のいずれかに該当し国民健康保険税を納付することができないと認められ、かつ、地方税法（昭和25年法律第226号）第717条の規定による条例の定めるところにより保険税の減免を受けた場合とする。ただし、保険税の減免を受けた以後においても当該減免を受けた被保険者につき滞納額がある場合には、この限りでない。

（特別療養費の支給対象者）

第3条 特別療養費の支給対象者は、保険税滞納世帯主等が保険税の納期限から1年が経過するまでの間に、保険税納付の勧奨等を行ったにもかかわらず、前条第2項による特別の事情もなく保険税を納付しない者（法第54条の3第2項の場合を含む。）とする。

（特別療養費の支給及び解除の決定）

第4条 特別療養費の支給及び解除は、後志広域連合を構成する町村の長（以下「関係町村長」という。）からの申出により後志広域連合長（以下「広域連合長」という。）が決定し、前条の特別療養費の支給対象世帯主に対して通知するものとする。（別記様式第1号、別記様式第2号、別記様式第3号、別記様式第4号、別記様式第5号）

（弁明の機会の付与）

第5条 特別療養費の支給をしようとするときは、行政手続法第13条第1項第2号の規定により、第3条の特別療養費の支給対象世帯主について、弁明の機会の付与することとし、当該世帯主に通知する。（別記様式第6号）

（資格確認書の返還）

第6条 広域連合長は、第3条の特別療養費の支給対象世帯主に対し、資格確認書（省令第6条第2項の規定により交付されたものに限る。）の返還を求めるとともに、返還があった場合には、資格確認書（省令様式第1号の6の5）を交付するものとする。この場合において、特別療養費の支給対象世帯主が資格確認書の返還に応じないときは、当該資格確認書の有効期限の終了した時点で、資格確認書の返還があったものとみなす。

（別記様式第3号）

（除外規定）

第7条 原爆一般疾病医療費の支給等の対象者は、特別療養費の支給対象者から除外するものとする。

2 特別療養費の支給対象世帯（第3条に定める特別療養費の支給対象者が属する世帯をいう。以下同じ。）に属する被保険者が原爆一般疾病医療費の支給等の対象者となった場合は、関係町村長からの特別療養費支給解除の申出により広域連合長が決定し、前条の特別療養費の支給対象世帯主に対して通知するものとする。（様式第1号、様式第4号、様式第5号）

（保険給付差止めの対象者）

第8条 保険給付の差止めの対象者は、保険税の納期限から1年6月が経過するまでの間

に、保険税納付の勧奨等を行ったにもかかわらず、当該保険税を滞納している者（法第63条の2第2項の場合を含む。）とする。

（保険給付の差止め）

第9条 広域連合長は、保険税の滞納者に対し、関係町村長からの申出により法第63条の2第1項又は第2項の規定により保険給付の全部又は一部の支払を一時差止めることができる。（別記様式第7号）

2 前項の規定により保険給付の全部又は一部の支払を一時差止めることを決定したときは、当該世帯主に通知する。（別記様式第8号）

（弁明の機会の付与）

第10条 保険給付の差止めをしようとするときは、行政手続法第13条第1項第2号の規定により、第8条の保険給付の差止め対象世帯主について、弁明の機会を付与することとし、当該世帯主に通知する。（別記様式第6号）

（保険給付からの滞納保険税の控除）

第11条 第8条の規定により、保険給付の全部又は一部の支払の一時差止めをされている世帯主が滞納している保険税を納付しない場合は、法第63条の2第3項の規定により関係町村長からの申出により、一時差止めに係る保険給付から滞納している保険税を控除することができるものとする。（別記様式第9号）

2 広域連合長は、前項の規定により保険給付の全部又は一部の支払の一時差止めに係る保険給付から滞納している保険税を控除することを決定したときは、当該世帯主に通知する。（別記様式第10号）

（保険給付の差止めの解除）

第12条 広域連合長は、関係町村長からの申出により、保険給付の全部又は一部の支払の一時差止めを解除することを決定したときは、当該世帯主に通知する。（別記様式第11号）

2 前項の規定により一時差止めを解除された保険給付は、速やかに支給するものとする。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際現に改正前の後志広域連合国民健康保険資格証明書及び短期被保険者証の交付に係る取扱要綱の規定に基づき交付している被保険者資格証明書及び短期被保険者証であって、現に効力を有するものは、この要綱による改正後の後志広域連合国民健康保険特別療養費の支給に係る取扱要綱の規定にかかわらず、当該被保険者資格証明書及び短期被保険者証の有効期限が経過するまでの間、なお従前の例による。

別記様式第1号（第4条、第7条関係）

第 号
年 月 日

後志広域連合長 様

町 村 長



国民健康保険特別療養費の支給（解除）申出書

年 月 日現在の納付状況及び保険税納付の勧奨等を実施した結果、下記の者について、国民健康保険特別療養費の支給（解除）対象者といたしましたので、通知します。

記

1 対象者

| 被保険者番号 | 住 所 | 氏 名 |
|--------|-----|-----|
| | | |

2 交付の事由

| |
|--|
| |
|--|

3 解除の事由

| |
|-----------------------------------|
| 1 滞納している保険税を完納した。 |
| 2 滞納している滞納額が著しく減少した。 |
| 3 納付約束が誠意をもって履行され、今後も継続されると認められる。 |
| 4 特別の事情があると認められる。 |
| 5 その他の理由 |
| |
| |
| |
| |

4 解除後の資格確認書等交付の取扱い（解除の場合のみ記入）

- ・資格確認書の交付
- ・資格情報通知書の交付

（ 課 係）

別記様式第2号（第4条関係）

後 広 国 号
年 月 日

〔被保険者番号 〕
様

後志広域連合長



国民健康保険特別療養費の支給に係る事前通知書

町村の申出により、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第54条の3第1項又は第2項の規定に基づき、貴世帯の下記被保険者に対しては、下記の日付より、療養の給付等に代えて、特別療養費を支給することとなりますので、同条第3項の規定に基づき、あらかじめお知らせします。

記

1 特別療養費の支給対象者

| 氏名 | 住所 | 生年月日 |
|----|----|------|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

2 日付

年 月 日

<注意事項>

- ① 特別療養費の支給対象者は、医療機関等の窓口で医療費を全額支払っていただきます。後日、申請を行うことで、支払った額から一部負担金相当額を控除した額の給付を受けることができます。
- ② 次の事由に該当するに至った場合は、特別療養費の支給を終了し、療養の給付等を行います。
 - ・ 滞納している保険税を納めたとき
 - ・ 災害その他特別の事情が生じたとき
 - ・ 障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の自立支援医療等の公費負担医療を受けることができるに至ったとき
- ③ この内容について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、北海道国民健康保険審査会に審査請求することができます。

（広域連合 国民健康保険課）

別記様式第3号（第4条、第6条関係）

後 広 国 号
年 月 日

[被保険者番号]
様

後志広域連合長



国民健康保険特別療養費の支給に係る事前通知書

町村の申出により、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第54条の3第1項又は第2項の規定に基づき、貴世帯の下記被保険者に対しては、下記の日付より、療養の給付等に代えて、特別療養費を支給することとなりますので、同条第3項の規定に基づき、あらかじめお知らせします。

つきましては、下記の場所にて資格確認書の返還を済まされ、資格確認書（特別療養）の交付を受けられますよう通知いたします。

記

1 特別療養費の支給対象者

| 氏 名 | 住 所 | 生年月日 |
|-----|-----|------|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

2 日 付

年 月 日

3 資格確認書返還場所・資格確認書（特別療養）交付場所

| |
|---------|
| 町・村 課 係 |
|---------|

<注意事項>

- ① 特別療養費の支給対象者は、医療機関等の窓口で医療費を全額支払っていただきます。後日、申請を行うことで、支払った額から一部負担金相当額を控除した額の給付を受けることができます。
- ② 次の事由に該当するに至った場合は、特別療養費の支給を終了し、療養の給付等を行います。
 - ・ 滞納している保険税を納めたとき
 - ・ 災害その他特別の事情が生じたとき
 - ・ 障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の自立支援医療等の公費負担医療を受けることができるに至ったとき
- ③ この内容について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、北海道国民健康保険審査会に審査請求することができます。

（広域連合 国民健康保険課）

別記様式第4号（第4条、第7条関係）

後 広 国 号
年 月 日

〔被保険者番号
〕
様

後志広域連合長



国民健康保険療養の給付等に係る事前通知書

町村の申出により、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第54条の3第4項の規定に基づき、貴世帯の下記被保険者に対しては、下記の日付より、療養の給付等を行うこととなりますので、同条第5項の規定に基づき、あらかじめお知らせします。

記

1 療養の給付等を行う対象者

| 氏名 | 住所 | 生年月日 |
|----|----|------|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

2 日付

年 月 日

<注意事項>

療養の給付等を行う対象者は、医療機関等の窓口で自己負担割合相当分（3割又は2割）を支払っていただきます。

（広域連合 国民健康保険課）

別記様式第5号（第4条、第7条関係）

後 広 国 号
年 月 日

〔被保険者番号〕
様

後志広域連合長



国民健康保険療養の給付等に係る事前通知書

町村の申出により、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第54条の3第4項の規定に基づき、貴世帯の下記被保険者に対しては、下記の日付より、療養の給付等を行うこととなりますので、同条第5項の規定に基づき、あらかじめお知らせします。

つきましては、下記の場所にて資格確認書（特別療養）の返還を済まされ、資格確認書の交付を受けられますよう通知いたします。

記

1 療養の給付等を行う対象者

| 氏名 | 住所 | 生年月日 |
|----|----|------|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

2 日付

年 月 日

3 資格確認書（特別療養）返還場所・資格確認書交付場所

| |
|---------|
| 町・村 課 係 |
|---------|

<注意事項>

療養の給付等を行う対象者は、医療機関等の窓口で自己負担割合相当分（3割又は2割）を支払っていただきます。

（広域連合 国民健康保険課）

別記様式第6号（第5条、第10条関係）

後 広 国 号
年 月 日

〔被保険者番号
〕
様

後志広域連合長



弁明の機会の付与に関する通知書

特別療養費の支給（又は保険給付の支払の一時差止）は、行政手続法第2条第4号に規定する不利益処分であることから、同法第13条第1項第2号に基づく弁明の機会の付与を次のとおり行いますので、同法第30条の規定により通知いたします。

記

| | | |
|-----------------------------------|-------|--|
| 1 予定される不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項 | | |
| 2 不利益処分の原因となる事実 | | |
| 3 弁明書の提出先 | | |
| 4 弁明書の提出期限 | 年 月 日 | |
| 5 弁明に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地 | 名 称 | |
| | 所在地 | |
| | 電 話 | |
| 6 口頭による弁明の機会の付与の有無 | | |
| 7 出頭すべき日時及び場所（口頭による弁明の機会の付与を行う場合） | | |

※弁明の機会に関する留意事項

弁明をするときは、証拠書類又は証拠物を提出することができます。

（広域連合 国民健康保険課）

別記様式第7号（第9条、第12条関係）

第 号
年 月 日

後志広域連合長 様

町 村 長 印

保険給付の一時差止め（解除）申出書

年 月 日付けをもって、下記の者について保険給付の一時差止め（解除）対象者としたので、通知します。

記

1 対象者

| 被保険者番号 | 住 所 | 氏 名 |
|--------|-----|-----|
| | | |

2 決定の事由

| |
|--|
| |
|--|

3 解除の事由

| |
|-----------------------------------|
| 1 滞納している保険税を完納した。 |
| 2 滞納している滞納額が著しく減少した。 |
| 3 納付約束が誠意をもって履行され、今後も継続されると認められる。 |
| 4 特別の事情があると認められる。 |
| 5 その他の理由 |
| |
| |
| |
| |

(課 係)

別記様式第8号（第9条関係）

後 広 国 号
年 月 日

[被保険者番号]
様

後志広域連合長



保険給付の一時差止めについて（通知）

先に 町村長から、あなたの国民健康保険税の滞納について、再三にわたり納付を催告してきましたが、国保税を納めることができない特別な事情が認められないにもかかわらず 年 月 日現在納付されておられません。

このため、国民健康保険法第63条の2第1項（第2項）に基づき、下記の保険給付を一時差止めしますので、通知します。

記

| | |
|-----------|---|
| 差止め保険給付名 | |
| 差 止 め 金 額 | 円 |

（広域連合 国民健康保険課）

別記様式第10号（第11条関係）

後 広 国 号
年 月 日

〔被保険者番号〕
様

後志広域連合長



保険給付の一時差止め額からの滞納税額の控除について（通知）

先に、町村長から、あなたの国民健康保険税の滞納について、再三にわたり納付を催告してきたところですが、いまだに納付されておられません。

このため、国民健康保険法第63条の2第3項に基づき、現在一時差止めしている保険給付から下記のとおり滞納税額を控除することとしたので、通知します。

記

1 一時差止め保険給付

| | | |
|-----|---|---|
| (1) | | 円 |
| (2) | | 円 |
| (3) | | 円 |
| | 計 | 円 |

2 控除する国民健康保険税及び納期限

| | | | | | | |
|-----|-----|-----|---|---|-------|---|
| (1) | 年度第 | 期分（ | 年 | 月 | 日納期限) | 円 |
| (2) | 年度第 | 期分（ | 年 | 月 | 日納期限) | 円 |
| (3) | 年度第 | 期分（ | 年 | 月 | 日納期限) | 円 |
| | | 計 | | | | 円 |

3 控除を実施する年月日

年 月 日

※ なお、本書到達前に納付された場合は、行き違いですのでご容赦ください

(広域連合 国民健康保険課)

別記様式第 1 1 号 (第 1 2 条関係)

後 広 国 号
年 月 日

[被保険者番号]

様

後志広域連合長



保険給付の一時差止めの解除通知書

年 月 日付けをもって、保険給付の一時差止めを下記の理由により解除したので、通知します。

記

(解除理由)

- 1 滞納している保険税を完納した。
- 2 保険税の滞納額が著しく減少した。
- 3 納付約束が誠意をもって履行され、今後も継続されると認められる。
- 4 特別の事情があると認められる。
- 5 その他の理由

※ なお、一時差止めをしていた保険給付については、年 月 日に指定の口座へ送金いたします。

(広域連合 国民健康保険課)